

**(財)日弁連法務研究財団
認証評価評議会(第8回)議事録**

2008(平成20)年1月25日(金)午後1時~3時

(財)日弁連法務研究財団：認証評価評議会(第8回)議事録

1 日 時 2008(平成20)年1月25日(金)午後1時～3時

2 場 所 弁護士会館17階1705会議室

3 出席者

議 長 本林 徹

評議員 大谷 實,片山善博,小島邦夫,佐柄木俊郎,千種秀夫,吉村徳則

(50音順・敬称略)

理 事 由岐和広

事務局長 山本崇晶

事務局次長 石井邦尚,清永敬文

事務局員 青戸理成,皆 真希,持田光則,山本敦子

4 議 題

(審議事項)

1) 評価委員会委員の選任について

2) 2007年度の中間報告及び2008年度の事業計画について

(報告事項)

1) 2007年度春学期の評価結果について(異議申立結果)

(大東文化、立教、久留米、國學院)

2) 2007年度秋学期の評価の進捗状況について

(西南学院、福岡、獨協、明治学院、創価、立命館、愛知)

3) その他

(意見交換事項)

1) 「再評価」の手續について

2) これまでの評価において特に検討を要する事項について

3) 異議審査手續のあり方について

4) その他

5 議 事(別紙)

(注:議事中の個別事案の内容に関わる発言箇所については省略。)

第8回認証評価評議会

2008年1月25日

【本林議長】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
第8回の認証評価評議会、議題の進行の順に従って進めたいと思っております。

まず、1からでいいでしょうか。評価委員会の委員の選任について、再任と新任の方がいらっしゃるといふことで、事務局のほうから説明をお願いします。

【山本事務局長】 お手元に本日配付しました資料43をご覧くださいませでしょうか。表紙に「第8回認証評価評議会」と書いてあるものでございます。

本日は、この資料を中心に、ほかの資料を参照しながら、ご説明をさせていただきたいと思っております。

評価委員会の委員の選任でございますが、新しい方が3名でございます。藤原静雄さん、筑波大学の行政法の先生です。丸山秀平さん、中央大学の商法、会社法の先生でございます。松島洋弁護士、元司法研修所の民事弁護の教官で、司法試験委員会の委員でございます。

あと2名、再任の方がおられるんですけども、これは資料44でございます。

再任が2名でございます。2007年12月15日で任期切れとなっておりました大橋正春弁護士及び馬橋隆紀弁護士でございます。

3名の新任の背景でございますけれども、丸山先生、松島弁護士は、2名辞任されているため、その後任ということでございます。

従前の評価委員のうち、中央大学の会社法の教授であります野村修也先生が辞任されることになりまして、後任に同じく中央大学の会社法の丸山先生、それから、同じく本間通義弁護士がやはり辞任されまして、そのかわりに松島弁護士を選任するということでございます。藤原先生については、増員でございます。

評価委員会の委員は、各法科大学院の評価をする際に、評価チームの主査となるので人数面での増員が必要なこと、及び専任教員の適格性審査の点で、各法律基本科目については少なくとも1名は必要ということがございまして、今回の選任のお願いとなりました。

以上でございます。

【本林議長】 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【本林議長】 はい。それでは、提案どおり可決をいただいたことにいたします。

2番目の審議事項の2007年度の間接報告及び2008年度の事業計画ですが、その後の報告事項、2007年度春学期の評価結果、それから2007年度秋学期の評価の進捗状況、こういうものと多分関連してくると思っておりますので、この辺をあわせてご報告いただいて、この中間報告と事業計画については後ほど議決をいただくということにしたいと思っておりますので、まとめて報告をしてください。

【山本事務局長】 同じく資料43に沿ってご説明させていただきます。

本評価の実施状況でございます。

当財団の評価対象校は28校ございますけれども、現在13校の評価がほぼ終わっております。2006年度下期に2校、これは2007年、去年の3月に評価の結果を発表いたしました。駒沢大学と早稲田大学でございます。そのうち1校、早稲田大学からは異議申立てがございまして、7月24日、前回の当認証評価評議会でご審議いただきまして、異議決定をいたしました。

資料の41が早稲田大学に通知いたしました回答書でございます。「評価報告書に対する異議申立書への回答について」と書いてございますけれども、比較的詳細に財団の考え方を述べた格好で記されております。

2007年度上期は4校の評価をいたしまして、これは2007年、去年の10月10日に結果を公表いたしました。異議は出ませんでしたので、これで確定でございます。

2007年度下期の評価7校につきましては、現在、評価中ございまして、この3月26日に公表の予定でございます。

この評価報告書の原案の審議決定が、今月、1月31日と2月1日の予定でございます。

以上が2007年度でございまして、今後の予定としましては、2008年度の上期に7校、下期に7校、2009年度の上期に1校の予定でございます。全体でいいますと胸突き八丁の段階でございます。非常に業務が多くなっておりまして、ここを何とかして乗り切りたいと考えております。

次に、これまで公表しました6校分の評価結果でございます。当財団の評価は、全体として適格か不適格かということと、9つの分野別に多段階評価をするという作りになっております。駒沢、早稲田、大東文化、久留米、立教、國學院の各大学法科大学院、全校適格でございます。分野別評価では、若干のばらつきがございます。

ご覧いただいている中で、大東文化大学と久留米大学につきましては、赤字で書いている分野がございます。その部分はC評価、つまり分野別としては合格ラインではございませんけれども、再評価要請をした項目でございます。まだ問題が多いということで、2年内にもう1度、その分野についてのみ評価を受けてもらいたいという要請をしたところでございます。それを下の再評価要請という項目に書いております。

再評価というのは、全体としては適格と認定するものです。つまり判定を留保しているわけではなくて、財団としては、いったん適格と認定したわけではございますが、その後の状態の確認が必要であると判断して、大学に対して、全部または一部の分野について再度の評価を受けることを求めるものです。評価委託契約の中に1項目設けまして、財団から要請があれば評価を受けることということを義務付けてあるものでございます。評価の実効性を担保するものとして、規約の中で作ったものでございます。

大東文化大学につきましては、カリキュラム分野に問題があり、カリキュラムの改定をしたのですけれども、そのカリキュラムが本当によく機能するのか、あるいはほかに問題

は出ないのかということの評価する趣旨で再評価を要請したものです。久留米大学につきましては、成績評価が甘かったという問題がございまして、成績評価基準を法科大学院が変更したのですが、それが実施の点できちんと機能するかどうかを検証する必要があるということで、再評価の要請をしたものです。この2校については、そういう要請をいたしました。

次に、評価の予定でございます。

この下期に評価を予定しており、現在、作業をしております学校が7校ありまして、西南学院、福岡、創価、立命館、明治学院、獨協、愛知、各大学法科大学院でございます。

(省略)

2008年の上期も7校予定しておりまして、大宮法科大学院、山梨学院、関西学院、京都産業、中央、東洋、東海の各大学法科大学院とございますが、それぞれ第1回目の打合せを終えて、現在、法科大学院側で自己点検・評価報告書のとりまとめをしているところでございます。

2008年の下期も7校予定しておりまして、姫路獨協、岡山、琉球、島根、成蹊、青山学院、鹿児島各大学法科大学院でございまして、ここは第1回目の打ち合わせを1校についてはしました。ほかについても予定を2月に入れているところでございます。

2009年度上期は、北海学園大学の1校でございまして、これはいわゆる後発組の法科大学院でございます。

以上が本評価についての進捗と今後の予定でございます。

次は、評価事業以外の付帯事業でございます。2007年度は4つのことを計画ないし実施しております。

1つは、出版でございますけれども、「法科大学院の理念と実践」、これを5月に出版いたしました。

それからトライアル評価を1校、2007年6月に実施しております。これで計30校の法科大学院のトライアル評価を実施したことになります。

それから、シンポジウムでございますが、1回目は、「変貌する法曹の“有能性”」と題しまして、アメリカの動きを紹介するものです。アメリカには、「マクレイト・レポート」という法曹に求められる技能なり価値観をまとめたレポートがございまして、それが法科大学院の評価の中に生かされて、それが機能してきたという、10年間の歴史があります。この紹介をするシンポジウムで、7月に実施しております。

あと、2回目のシンポジウムを今年の3月に計画しております。法曹に要求されるマインド・スキルの養成の評価についてのものがございます。法曹に要求されるマインド・スキルがどのようなものがあるか、法曹の体系別にいろいろ違うのではないか。これを養成する方法にどのようなものがあるか、それを評価する指標としてどのようなものがあるのか

かということのシンポジウムでございます。現在、その前提となるマインド・スキルの内容についてのアンケート調査をしております。弁護士3,000名に対してアンケートを発送しまして、現在までで1割弱ぐらいの回答があります。

2008年度の付帯事業でございますが、決まっておりません。2008年度は本評価の負荷が非常に大きくて、付帯事業はできるかどうか、検討しているところでございます。

以上が付帯事業でございます。

次に、これまでの活動の成果の振り返りでございます。

1つは、評価事業の目的を達成できたであろうか、できつつあるのであろうかということでございます。この評価は、法科大学院の教育活動の改善を促すことをねらいとしてやっております。その点でどうであろうか。ある一定の成果は出ていると考えております。

評価を受ける中で、法科大学院に改善が見られる点が幾つかある。1つは、評価基準を意識して自己点検・評価をする中で、教育のあり方を整えている痕跡がある。あるいは評価を受けるに先立って、こういう具合だけかどうかという照会が財団にございます。これは良し悪しであろうと思っておりますが、例えば、法科大学院の教育プログラムの中で、夏季集中講座、あるいは春季集中講座を行って、それを単位認定して、それを修了単位に数えることにしたいんだけど、それは問題ないかとか、あるいは、これは司法試験の準備と関係するわけですけども、TKCという外部の団体がやっている短答式試験を学生にやらせようと思うんだけど、よろしいかといったような照会まで様々です。箸の上げ下げみたいなことを聞いてこられても困るというお答えもしておるところなんですけれども、インタラクションをすることは悪いことではないと考えております。

もう1つは、実際に評価をしている中で、ここはまずいんじゃないかという指摘をしております。その指摘を踏まえて法科大学院がカリキュラムを改定したり、あるいは教員を変えるといった現実のアクションをとる場合がございます。これは、やり方としてそういうのがいいかどうかは別にしまして、成果に結びついていると感じております。

以上が直接的な効果でございます。

あと、間接的・副次的な効果としましては、いろんな大学の教員に評価員として評価に関与していただいて、その評価員と評価を受ける大学の教員との間で、さまざまな意見交換をするということが、大学間のFD活動、教育改善活動につながっている面があるのではないかというふうにも考えております。

もう1つ、評価活動に対する社会の反響でございます。

まずマスメディアの反響でございますが、資料42をご覧ください。これは去年の10月10日に評価結果を公表いたしましたことに対するメディアの報道でございます。ご覧いただきますと、大東文化大学と久留米大学の2つは合格留保であるとしております。これは表現としては間違いでございますけれども、メディアは、何か問題があるのではないかということに強い関心を持っておりまして、問題を増幅して伝えるという傾向がございます。逆により取り組みをしている点を大々的に伝えていただくというのは、

メディア的にはできていない状況であると感じております。これが1点。

もう1つ、評価に対する法科大学院の学生ないし教員の反応です。評価をしておりますと、学生や教員がメールや文書でいろいろなことを財団に直接言ってくる現象が起こっております。大学は、こういう取り組みをしてきたんだけれども、その点をよく評価してほしいと。成績評価のつけ方が甘いと公然と言っている教員がいるんだけれども、けしからん、それはぜひよく見てほしい、という学生からの投書。それから、同じく学生から、法科大学院で盛大に司法試験の受験指導をしていると。別に司法試験ゼミ、答案練習会を週に1回設けていて、参加を奨励しているような、これは法科大学院制度の理念からいうとおかしいのではないか、というような主張の投書です。

教員からも、法科大学院でそういう受験指導を盛んにやっていて、それにエネルギーを割かされ、本来の教育ができなくなるおそれもあり、非常に当惑して、やめるべきではないかと考えているんだけれども、その点について、財団もちゃんと評価し、その意見を表明してほしいと、こういった意見。社会の反響というものは別でございますけれども、その範囲では、評価が認知され、あることが期待されている状況があるかと思えます。

次に、そういった論点を踏まえての課題、これからの活動の課題でございます。

1つは、評価活動自体の改善をしていく必要があるということです。まずは評価基準の改善がございます。今、評価としては第1のサイクルをやっているわけです。5年に1回の評価の第2のサイクルが開始されるに向けて、評価基準の改定の検討を進めなければならないと考えております。早稲田大学からの異議も、そういうものを含んでいますし、ほかに法曹養成教育をしっかりとやっていますか、という評価項目はあるんですが、いかにも漠然としていて分かりにくいと。もう少し、どういうことが、この評価基準で期待されているのか、ブレイクダウンしてほしいという意見がございます。例えば、どういう能力を養っているかというような評価項目を設けたほうがいいのではないかと意見もあります。そういった評価基準自体の改善を検討していく必要があります。

また、今、評価作業の負荷の点で苦しんでいるところでございますが、作業の実質化・効率化については、検討していく必要があると考えております。第1サイクルでは、まだ形成途上であったということもあって、丁寧な評価作業を考えておりましたけど、もう少ししめり張りをつける必要があると思われま。

もう1つのテーマは、社会の評価の認知度の向上です。こういう評価をすること自体に、もっと意義を認めていただきたいということです。1つには、マスメディアへの対応があると思います。出版なりシンポジウムをして情報発信をしていくということも必要と考えております。ぜひ、やり方、方法についてのご意見、ご指摘をいただければと考えております。

以上です。

【本林議長】 非常に簡潔に、いろいろとお話をいただきまして、ありがとうございます。

本評価、既に2校、4校、合わせて6校が終わって、いよいよ一番ワークロードの長いところに来ているというお話がありまして、再評価2校について、大東文化大学と久留米大学について再評価の準備を進めていると。これは形だけを改めたというのではなくて、それが実際にワークしているのかどうかというフォローアップのところまで追いかけていくのは、なかなか大事なところなのかなと思いますが、今、説明いただいた点、特にこれと絞りませんけれども、委員の先生方、何かご感想、あるいはご質問でも結構でございますが、ございますか。

評価基準の改定の検討開始って、これは具体的にはどの機関で始めていくんですか。評価委員会で始めているんですか。どこでやっているんですか。

【山本事務局長】 まだやっていません。

【本林議長】 まだですか。事務局で、そのたたき台みたいなものを今、考えているということですね。

【片山評議員】 よろしいですか。

【本林議長】 どうぞ。

【片山評議員】 先ほどご説明いただいた中に、学生や教員から財団のほうに、いろいろ注文とか告げ口とかあるんでしょうけど、非常に日本的な特質なんですね。自分で言えばいいのと思うんですけど、人の口から言わせたいというのが多いんですね。

それはそれとして、それを受けた財団として、それを例えば、何か評価活動に反映させたりはされるんですか。

【山本事務局長】 まず、実際に評価している法科大学院についての事前の告げ口でございますけれども、それをそのまま法科大学院に伝えるということは、当然しておりません。ただ、そういったものを端緒ととらえて、法科大学院に対する事前の質問事項、現地調査での対応に生かしてはいます。

【由岐理事】 ちなみに、財団だけじゃなくて、そういう告げ口を、文科省などいろんなところにしているようです。

【佐柄木評議員】 相当、数が多いんでしょうか。

【山本事務局長】 数として、そう多くはございません。ただ、言いたいという学生は多いので、実際に現地に調査へ行った際にも、財団の調査で評価している評価員に面談したいと面談の申入れがあって、面談をしたこともございます。その際には、さすがにこういう面談をするということを大学に伝えはしますけれども、大学に伝えた上でやるけれどもいいのかということをお学生に聞きましたら、いいということでした。それよりも、きちんと評価してくれという答えでございました。

【由岐理事】 ちなみに、私どもは学生からアンケートを直接とって、評価の資料にさせていただいているのですけれども、必ずしもそのアンケートが正しいとは限らない。その辺は慎重に取り扱おうということは、評価をするチームには、必ず言うようにしております。

【吉村評議員】 直接関係ないかもわかりませんが、1点よろしいですか。

【本林議長】 どうぞ。

【吉村評議員】 事前に配付いただいた大東文化大学以下の資料、評価報告書を読ませていただいて、幾つかの感想を持ったんですが。

【本林議長】 そうですか。どうぞ。

【吉村評議員】 1つだけ、あえて申し上げたいんですが。その上で、皆さん方のご意見、ご感想のようなものがあったらお待ちしております。

それは大東文化大学、7ページ以下で、結論部分は8ページに出ています。法曹像の周知、1-1-1のところの8ページの財団の評価部分の養成しようとする法曹像の明確性ということで、大体、全校ともに具体的に記載しているというのか、抽象的というのか、ちょっとえも言われぬところがあって、建学の精神に立ち返って、大上段に振りかぶって、なるほどどうならせるようなこともあるんですが、私の感じとしては、そんなことは言わなくてもわかっているよと、大げさに言うなよというふうな感じが強いんです。

ところが、最初に出てきた大東文化大学の場合は、8ページの2の(1)の部分なんですが、「とりわけ政策立法に優れた公務員を『養成しようとする法曹像』に含めている点には」云々かんぬんという記載がありますね。こういう法曹像の中に、具体的な血の通った人間があらわれたというのは、これが初めてのような気がするんです。ですから、言っただけだということはないと思うので、努力されているんだろうと思うのですが、こういうのは、もうちょっと褒めてあげてもいいんじゃないかと思います。

法科大学院の将来を考えると、非常に悩ましいところなんです。そういうのを1つの進むべき道として具体的に挙げているというのは相当なものじゃないかと。なかなか思い切って、そうとは言えないんですよ。おなかの中に司法試験のことがあるから、それを大きな声では言いにくいです。それに限らないというのが制度の趣旨、目的ですからね。私はそんな気がするんですけども、余計なお世話でしょうか。

【本林議長】 いや、ここのところは確かに財団の評価のほうも、独自性が非常にはっきりしていて、最後の多段階評価というところの結論も。

【吉村評議員】 Aになっていますね。

【本林議長】 Aですね。今、先生がおっしゃったように。その辺は評価チームも非常にアプリシエートしたんじゃないかなと思うんです。

【吉村評議員】 他校と比べますと、ここだけ浮き出ているんです。それは私が予断と偏見を持っているせいかわからないんですけどもね。

余計な話で恐縮です。

【片山評議員】 マーケットの将来を早目に見抜いたんじゃないですかね。特色が出ています。

【佐柄木評議員】 法曹の概念を広げるという意味で、ある意味、現実的なことでもあると思うんですよ。

【片山評議員】 自治体の側から見ても、本当は必要なんですよ。法的リテラシーが極めて低いんですね。そんなことよりも、他の事情で決めていくという、そういう習慣がありますのでね。そういうきちっと法的リテラシーを持った人材を受け入れにくい体質があるんです。

理屈で動いてない組織に理屈を振りかざす人が入ってくるとなると、すごく抵抗感がある。

【小島評議員】 その辺は変わっていかないといけませんね。

【片山評議員】 それは変えていかなくてははいけませんでしょう。そうしなくてははいけません。

【本林議長】 メディアの点については、先ほどちょっと例示がありましたけど、特に、資料の42にあるように、大東文化大学と久留米大学が合格留保だと。こういうのを取り上げるのを待っていたという感じではあるんですけども、これは明らかに実態とはかけ離れています。ふだんからメディアの人たちに、どういうふうにこの財団がコミュニケーションを図っていったり、十分な理解を求めていくのかというのは、非常に大事ですね。

【吉村評議員】 これを公表したときのメディア対応というのは、具体的には、どのようにされたんですか。用紙か何かを渡したただけなのか、レクチャーを行ったのか。

【山本事務局長】 用紙も渡し、説明もいたしました。それに対する質疑応答も行いました。

【吉村評議員】 ほかのことを聞かないで、ここだけですか。

【小島評議員】 特に今度、不合格みたいなものが出ることになると、相当ショックがもしれませんね。

【片山評議員】 これは記者クラブというところになるんですか。

【佐柄木評議員】 司法記者会ですかね。

【山本事務局長】 司法記者クラブだけでなく、文科省、法曹記者クラブにも声をかけました。

【佐柄木評議員】 かなりわかっている人が、それぞれいるはずなんですけどね。それぞれの分野でですね。

【吉村評議員】 うそは書かないけど、誇張して書いたということなんでしょうね、きっと。

【佐柄木評議員】 どうですかね。

【吉村評議員】 先生の目の前でこういうこと言っちゃいかんけど、ちょっと不安はあるんだけど。ちょっと誤解を呼んだりしますね。

【佐柄木評議員】 でも、再評価と合格留保とは全然違うというのはわかると思うんですよね。

【山本事務局長】 実際には、再評価とは何かということは質疑応答でもありましたし、それで、これは合格なんだということは、お答えしております。

実は、この後、久留米大学と大東文化大学から、当然、抗議がございまして。読売新聞は訂正記事を出しております。私ども財団からも、その記者に対して、どういうことなのかという照会をいたしました。記者の答えは、それはわかっているんだけど、わかりやすくということで。

【佐柄木評議員】 そうなるかなあ。

(省略)

【本林議長】 ほかに何かお気づきの点ございましょうか。

【千種評議員】 ちょっとよろしゅうございますか。

【本林議長】 どうぞ。

【千種評議員】 教員の構成で、ジェンダーの問題がありますが、学校によって、地域によって、女性の教員がそんなに簡単に確保できるのかなと。私はできないと思うんですけども、Cだって言われても、なかなか難しい問題だな、どうしたらいいのだろうということを、ちょっと感想ですが、感じたのですけど。

【本林議長】 そういうところはどういうふうにかえたらいいんでしょうかね。

【山本事務局長】 教員のジェンダー構成の評価は数値基準を設けておりまして、3割以上がAで、1割から3割までの間がBです。Cは1割以下、あるいは1人以上というようなことをやっておりまして、1人もいない場合でも、何らかの措置をとっている場合はCというふうにしております。

確かに、ご指摘のとおりCが多い項目であると。じゃあ、やりようが全くないかということ、それはそうではありませんで、専任教員にはいないけれども、非常勤教員、講師の中に女性を入れて、法科大学院に向いている人を専任教員で採用するというようなキャリアプラン、採用プランを行っているところはございます。絶対数があるかということ、それは難しい問題はあるんですけども、そういった、どういうプランをお持ちですかということを表記いただくという格好で対応しております。

【千種評議員】 かなり抽象的に考えての話ですけど、昔は女子法科大学などというのもあったわけですが、いま女子法科大学院をつくって、教員は50%以上ということをして掲げたら、これは逆転しちゃうんですけど、それはAなんですか、Cなんですか。どうも、その辺がよくわからないものだから、30%がいいと言っても、それは生徒がそのくらいだから、せめて先生もそのくらいのバランスがいいなということはわかるのですけど。どういうふうにかえるのだろうと思って、ちょっとお尋ねしたのです。

【吉村評議員】 生徒はものすごいんじゃないですか。女性の比率が。司法試験の合格者で3分の1近くでしょう。

【千種評議員】 かつて、フランスでは、女性が50%以上司法試験に受かるということで、ドゴールが禁止令を出したぐらいですからね。だんだん、いまに女性のほうが多く受

かるようになるかもしれない。

【佐柄木評議員】 アメリカではアファーマティブ・アクションといって黒人とか、女性もそうですけど、マイノリティーを優遇する政策があります。目標として掲げることによって、そっちを進めていこうということですね。

【片山評議員】 法科大学院に限らず、学術研究の分野で女性の活躍する分野は、そもそも人数が少ないんですよ。そこをやっぱり改めていこうというのが国の方針なんですね。それで、一番いいのは4割から6割の間で分布することなんですけれども、そこまでなかなか行かないというので、とりあえず3割以上、審議会もそうなんですけど、それが今、政府の方針になっています。それはいろんな事情、理由があるんでしょうけれども、やっぱり世の中では男女が半々なのに、ある特定の分野では女性の管理職とか、例えば、そういう人がいないというのは、何らかの制約とか諸条件がある。そこを変えていこうという取り組みの一環だと思えます。だから、先生がおっしゃったように、今度、女ばかりでやろう、教員も女ばかりでやろうという、逆にやっぱりCになるんじゃないですか。

【山本事務局長】 あまり想定しておりませんでした。入学者選抜の開放性・公平性といったあたりでは、やや議論があるかもしれません。

【片山評議員】 これ、主要先進国と比較して、日本は研究者の分野における女性の比率がすごく少ないんですよ。

【本林議長】 最近でこそ、司法試験の合格者は女性が3分の1ぐらいになってきていますけれども、私どもの60代後半から70近い、その年代層のころは、女性の合格者の比率が大体5%ぐらいだったんですね。だから、そのくらいの割合でしかプロフェッショナルになっていなかったと。その比率が増えてきたのはごく最近ですよ。だから、ある円熟した、教えるのにふさわしい年齢の帯の中に少しずつ女性が増えてきているという状況なので、若干、時間が要るのかなという感じもしますけれども。

大体、このジェンダーのジャンルでAをとったところなんて、ほとんどないでしょう。

【佐柄木評議員】 どこか、よかったですね。

【片山評議員】 今でも、研究者養成の博士課程なんか、女性が随分多いです。

【本林議長】 そうでしょう、最近。

【山本事務局長】 國學院大学、資料39でございますが、34ページがジェンダーバランスです。専任教員で女性の場合29.4%。約3割でAを。積極的に努力しているということ。

【本林議長】 それでは、いろいろご意見をいただきましたが、2007年度の中間報告、それから2008年度は、この14校ある本評価に、ある意味では専心しなければならぬ時期だということで、具体的な付帯事業のほうは少し、これから何か計画するということがあるにしても、とにかく本評価、上期に7校、下期に7校ということで、これに専心する時期だという、そういう報告がございました。

では、この2007年度の中間報告と2008年度の事業計画という審議事項について、

よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【本林議長】 報告事項について、さまざま議論させていただきまして、ありがとうございました。

それでは、次の意見交換事項のほうに移らせていただきたいと思います。

事務局のほうであらましを。再評価の手續について、これは若干、議論し始めたところでございますけれども、問題点といったものを、ちょっと述べていただきたいと思います。

【山本事務局長】 先ほどから参照していただいている資料43の12ページです。再評価の具体的な手續や方法は評価手續規則などで規定されているものではありません。中身としては、再評価対象分野に限定して通常評価に準じて実施するということのみです。

評価体制、つまり何人の評価員でやるかは、適宜調整することとしたいと思います。

評価方法につきましても、現地調査の有無も含めて、適宜調整したいと考えております。つまり、成績評価の厳格性を再評価するとなりましたならば、やはり4人なり5人なりが現地に赴きまして、検討案をレビューしたり、あるいは成績分布についての議論をしたりなどという手間をかける必要があると思いますし、一方、カリキュラムの実施についての評価、再評価でありますならば、ただ、そのカリキュラムの実施状況について、法科大学院側の説明を受ける程度で、1人なり2人でやるやり方もあると思います。その辺は柔軟にできるようにしたいと考えております。

それにかかる評価手数料も、実施においては実費相当額を基本にして適宜設定をしたいと思います。実は、この点で文部科学省から、手数料を取るのであれば、それはきちんとわかるように定めて公告すべきであると言われておりまして、もしそうであれば、その規定もやはり整備し、誤解のないように、あるいは恣意的、不透明だと言われないようにする必要があると考えております。

また、再評価の結果をどういう形で公表するのか、それから再評価の結果でCがBやAになるのかといったことも含めて、まだ詰めていない部分がございます。

それから、これはプレス発表のときに記者から質問があったんですけれども、再評価を要請しているが、受けなかったらどうなるのかということもございます。そういったことも含めまして、具体的な規定を整備して実施するということとしたいと思います。再評価の実施自体が2009年、おそらく下期になろうと思います。来年度中には規定を整備し、公告される方向で準備したいと思いますので、よろしく願いいたします。

【本林議長】 委託契約の中で、今のお話があった再評価を命じたら、応じる義務があるとうたわれているんだと思うんですけど、その委託契約に違反したら、どういう効果があるんだって、契約上はうたわれているんですか。

【山本事務局長】 質問としては、もし再評価を受けなかったら、今回の評価結果をさかのぼって不合格になるのかとか、そのようなものでしたが、いや、そういうわけではないと。

【本林議長】 なるほど。

【山本事務局長】 評価を要請しているということに対して、受けなかったのは契約違反にはなるが、評価結果自体がさかのぼって効果を失うわけではないと。

【本林議長】 それはそうでしょうね。

【山本事務局長】 ただし、次回、評価を受ける際には、過去にこういうことがあったということが評価に反映されると思われましてという回答を、そのときはしております。

【大谷評議員】 そうすると、評価の要請を受けないということも評価の対象にすることですか。

【由岐理事長】 再評価要請をしましたが受けませんでしたというのを公表といっても、財団のホームページで明らかにすることはできますけれども。

【山本事務局長】 再評価は受けなければ非常にけしからんことだという公表を積極的にするのか、それとも再評価結果が公表されないという消極的事実をほかのメディアが評価するのかといった色合いはあるかと思うんですが。

【本林議長】 この評価報告書の評価結果のところでは、ある分野については、再度、当財団の評価を受けることを求めるという評価結果になっているわけでしょう。だから、それ自体は公表されているわけだから、その再評価をした結果というのは、一応、公表するということは、ある意味では当然という感じがするんですけど、その辺はどうですか。

【山本事務局長】 評価した結果は、当然、公表する予定にしております。

【本林議長】 そうですね。

【吉村評議員】 継続的に、ぼちぼちとわかるわけですね。どこまで、今のCが変わるかどうか。

【佐柄木評議員】 再評価で手数料はいただきますよというのは、当然、契約の中に規定はしてあるわけですね。

【山本事務局長】 契約の中に規定しています。ただ、それを規程・規約という、財団の評価手続規程として定め、それを官報で公告するというのが、必要だということがございます。

【大谷評議員】 評価員の人数の適宜調整はそれでいいと思うんですけども、初めの評価員がまた評価員になるというのはいかがなものでしょうか。

【由岐理事】 どちらがいいか、我々も決めかねているので、評価委員会で決めていただかなければいけないと思うんですけども、今、大谷先生がおっしゃったように、最初の人の方が、いい点もあるし、悪い点もある。事実を知っているから、偏見を持ってしまうと困る。全く新しいほうがいいのかという意見や、再評価はあくまでも前の評価の一部について、もう1度やり直すという意味では、前の評価員そのままがいいという意見もあると思いますので。

【吉村評議員】 評価員は単数の場合もあり得るんですか。

【由岐理事】 ないですね。

【吉村評議員】 複数ならば、僕はその中を取るみたいな言い方になるけれども。

【本林議長】 新旧両方入れると。

【吉村評議員】 両方の問題があるんだったら、両方1人ずつ入れていけば、大抵の問題は解消されるのではないかと思いますけれども。

問題は、極めて単純だから1人でいいとき。でも、極めて単純なときというのは、1人で、誰でもいいよね。

【由岐理事】 はい。

【吉村評議員】 あまり心配しなくていいわけだね。

【由岐理事】 主査の先生に見てもらおうとか、そういう形が。

【山本事務局長】 実務的には、前の人にもう1回お願いできるかどうかという問題もあるんです。

【本林議長】 そうね。間に随分たっているからね。

評価手数料は、最終的に再評価をした結果というのは、ほとんどが法科大学院にとってプラス、前進することになるんでしょう。だから、それは評価を受ける法科大学院のほうに、受益者負担ということは、この再評価を命じたからということで、こちらが負担すると言われはちょっとないように思うんで、それは実費相当額というのが確かに妥当だと思うので、これはおそらく文科省のおっしゃるとおり、ほかの法科大学院にも起こり得ることだから、ある程度、きちんとした規約の中に入れておくというのが正しいでしょうけど、具体的にどういう人選で再評価に当たるかと、これは運用でいいんでしょうかね。

【大谷評議員】 ちなみに実費相当額というのは幾らくらいなんですか。

【山本事務局長】 交通費と宿泊費などです。

【大谷評議員】 ああ、そうですか。

【山本事務局長】 若干の資料を送ったりするので郵送費等もあります。

【大谷評議員】 相当な、と言うのだったら、いっそのこと実費と決めてしまっはいいかがですか。

【山本事務局長】 現在の評価料というの、評価手数料と実費をあわせたものです。

【由岐理事】 実費というのは、大学側から実費と評価料を同一に項目立てして予算計上すればいいんだとか、当初、問題があったものですから、では、1個にしようということで入れたんです。それで、評価料の中に実費を入れてしまった。大学側からの要請だったんです。ですから、ここで実費相当額というのは日当が入るのかとか、その辺、我々のほうも、まだ未検討の部分ですね。

【大谷評議員】 そういう議論は出ると思うんですね。

【本林議長】 そうですね。

【大谷評議員】 額を決めちゃったほうがいいんじゃないかと思いますね。

【由岐理事】 逆に言うと、分野によって、先ほど言ったカリキュラムと資料を持って、チェックして、聞いていけば大丈夫ですけど、試験結果だと、事務局長が言ったように、

全部答案を見なければいけないとか、労力の差もあるものですから、どういう形で決めるのか検討させていただいて。

【本林議長】　そうですね。では、そこはもう少し詰めていただいてから。

この再評価の問題は、このぐらいでいいでしょうか。

その次に、2、評価上の問題ですか。

【山本事務局長】　現在、評価をやっている中で、比較的大きな問題となるのが2点ございます。1点目が教員体制です。専任教員の必要数について基準を設けています。具体的には、学生15人に1人以上の専任教員を置く。それから法律基本科目ごとに1名以上の教員を置くと。規模によって若干異なりますけれども、具体的要件を設けております。

ところが、その充足に問題があるケースがぼろぼろと出てきておまして、それはこれからもしばらく続くのではないかと思われまます。専任教員が退任する場合、定年の場合、あるいは体調を崩したという場合もございます。それから他校への移転、引き抜きですね。これで欠員が出てきて、しかも補充ができない。長いところは1年以上補充できない場合もございます。専任教員の適格者が不足している場合、特に刑事訴訟法、民事訴訟法です。手続法については、理論的側面を教えることのできる研究者が現実に少ないという事情があります。こういう場合に、評価基準は頭数基準ですので、いないじゃないかということで、不適格が簡単に出てまいります。この辺をどういう考え方で見ていくのかということです。

具体的に言いますと、人数が欠けた場合、欠けるに至った経緯を、どの程度考慮するのか。非常に不幸な出来事でそうなったのか、それとも漫然と見過ごしていたために起こった事実だったのか。それから、不在期間の長短。3カ月で補充ができるのか、それとも1年ぐらい不在なのかどうか。それから、不在期間中の手当てがどうなされているのか。要するに、学生に対しては教育はなさなれなくてはいけないわけですから、これについて非常勤講師なり何なりで十分な手当てがなされているのかと。それから、着任する者がどの程度の確度で決まっているのか。調査が終わって、その評価をして、さらにその後、3カ月、4カ月たってから着任しましたと言っても、本当に適格とできるのかどうか。本当に着任するかの確認にあたり就任承諾書があればいいのかといったような技術的な問題。評価の基準時との関係で、そういった幾つかの技術的な問題も含めて出ております。

聞くとところによりますと、かつては大学間の教員の異動も、その要請があってから、実際に異動するまで、ある程度の期間を置くような慣行があったようです。大学用語で割愛という言い方をするようですが、割愛交渉があって、急にどうこうという問題が起こらなかつたら何でもないことなのですが、仁義なき異動が起こると、特に小規模のところは、我々は被害者であるという言い方をしております。

【片山評議員】　結局、公募が原則になっていますから、昔の相対の談合がやっぱり排除されてきたという面もあるんでしょうね。

あと、科目によって、やっぱり充足の度合いの違いがあるでしょう。やっぱりそうだと

思うんですよ。人気のある科目と、そうでない科目と。医者の世界でもそうなんですよ。ところが診療報酬は全部一緒ですから、過不足が生じてしまうんですよ。だから、大学の学問でもそうだと思うんです。足りない訴訟法関係は少し給料を上げるとかですね。

【吉村評議員】 それも、背景的には想定以上に法科大学院が開校されたというのが一番大きな背景なんでしょう。そうすると、大学側にとってみると、彼らにとっても想定外のことなんですよ。いずれ、淘汰されていくのではないかというのはないんでしょうか。お心の内に。そうすると、奪い合いみたいなのはだんだん消えていくということだけど、短期的にはできないよね。

【山本事務局長】 実は法科大学院ができたがゆえに、大学の学部を卒業して、すぐ研究者の道に入るといった人もいなくなった。

【小島評議員】 その評価基準というのは、それなりにしっかりしたものができているんですか。

【山本事務局長】 はい。教育能力、教育研究業績、あるいは実務業績。教育実績につきましては、法科大学院以外、法学部の場合には原則5年間の教育が必要とされているところ、法科大学院の場合には、まだ財団の審査結果は出ておらないんですが、学位授与機構では2年間といった基準で見ているようです。

【大谷評議員】 評価に入れるということは、採用について、いかに努力するかということにつながるわけですね。確かに難しくはありますけど、例えば、専任の先生が定年でやめたと。お年を召している方で、非常勤の先生については、その先生のほうが上手だと、こういうのはよくあることですね。そういう場合に、この評価に入れるのかどうかですね。上手か下手かは別としましても。

ですから、どうしても専任は絶対必要なんだという前提に立ちますと、評価に入れなきゃならないと思うんです。しかし、ただいまのように、先生が不足していると、実際、難しい場合もあると思うんです。

法科大学院の格にもよると思うんですけど、すぐ補充できるロースクールと、いくら公募しましても応募者がいないというようなところが出てくると思いますね。

【片山評議員】 だけど、訴訟法はいなきゃいけませんよね。

【吉村評議員】 当初から設置基準というのは置かれておいたほうが教育成果は上がるだろうという議論はもともと多かったような気がしますね。それは実務をやってない大先生が教えるというのは無理じゃないのかという声はありますよね。だから、そういうジャンルに限って基準を変えるということ。何か差別だね、そういうのは。何かうまくないね。

【片山評議員】 暫定的基準というのは、何か要るかもしれない。

【吉村評議員】 30年ぐらいやりますか。

【片山評議員】 いや、そんなには。

これ、研究者養成で頑張ってもらいましょう。そうすると、何年か出てきます。

【小島評議員】 判事、検事の派遣の問題もありましたですね。それは間に合わない

かということなんですか。

【山本事務局長】 刑事訴訟法に限って言った場合に、果たして唯一の専任教員が派遣検察官であるという事態はいいのかとこともあります。

【吉村評議員】 うまくない。

【由岐理事】 一方的な見方だけでいいのかという意見があって、それが覆ればいいのかもしれないけど、研究者だって、いろんな観点から見ているので、どうなのか。

それと、やっぱり中教審のほうでも、教員養成ということ、継続的に法科大学院を運営していく以上、実務家以外に研究者も養成しておかなきゃいけないということは大きなテーマとして、おそらく議論になっていく。何しろ枯渇しているというのが問題。

【大谷評議員】 そういう議論を踏まえると、1年間ではちょっと気の毒ですけども、2年間たっても採用できないという場合には、やはり評価に入れたほうがいいと思うんです。公募したって、先生が集まらなかったら、廃校になってもしようがないということですよ。定員がないわけですから。

【由岐理事】 何しろ学生が、きちんとした教育を受けていないので、そういう大学も現実に出てきております。

【山本事務局長】 先ほど大谷先生から、専任教員よりも非常勤講師で教え方がうまいのがあることもあるじゃないかというご指摘ございました。評価の中では、教員の頭数評価と授業の内容の評価、その2つがありまして、当初は授業評価さえしっかりしていれば、教員の頭数の形式部分はある程度柔軟にできるのではないかという考え方でとらえていました。ただ、これまで評価やってみますと、やはり専任教員が、学内行政とかカリキュラムの作成も含めて、きちんとコミットしていることは重要ではないか。学校にいつもいる教員がおりませんと、学生から見ると、質問に行けない、いろんなリクエストも聞いてくれないという問題が出てきます。そうすると、専任教員というか、教員に対する評価というのは意外と大事なのではないかと思われまます。

一方、授業評価は、ある意味では印象に引きずられるようなところもあり、不安定なところがある。考え方の整理といたしましては、以上のとおりかと考えているところでございます。

【大谷評議員】 そのとおりだと思いますね。ですから、ただいまのように、2年間ぐらいは猶予を見てやると。1年間では、ちょっとね。實際上、つらい場合があるんじゃないでしょうか。

【吉村評議員】 そういうのを踏まえて、モラトリアムみたいなたたき台をね。

あるいは、またそれと裏腹の関係で、最近、法律事務所も、競争の激化といいますでしょう、合併流行りでしょう。そういうことで、法科大学院の合併構想というのも自然に出てくることもあり得るんじゃないかと思ったりするんですけど、そんなのは、うわさはまだ出ていませんか。唐突な話ですけども。吸収合併だったら、いつでもしてやると思っているんでしょうけど。

【山本事務局長】 撤退を検討しているといううわさはありますね。

【吉村評議員】 それは、だから、吸収され合併に向かってもいいんでしょうね、きっと。それなりの設備・スタッフがいるわけですから。しかし、それを仲介してやるというわけにもいかないの。

【片山評議員】 日本の場合には、法科大学院をつくる時に、法学部をそのままにしているところがあったりね。それは何か違いますよね。だから、法科大学院の合併もあるんですけど、法学部との整理をしたほうがいいんじゃないかと思いますね。見ていまして、中途半端というか。教員が足りないといいますが、そういうところもあると思うんですよ。ちょっと割切りが悪いですよ。日本の法学教育は。

【由岐理事】 いろいろ妥協があったものですから。

【本林議長】 たしか、韓国では、日本の状況も見てのことだと思うんですけども、法学部持っている学校は法科大学院つけれないんですよ。そういう方向も決めて動いていますよね。

この問題は、確かに法科大学院自体の問題だとか、教員の問題もあるんだけど、最大の受益者である学生がなおざりにされるということは一番気の毒なことなんで、例えば、定年といったものは、法科大学院とすれば予想可能なことですよね。いつやめると。だから、どのくらい前から次の教員を考えておかなければいけないということは考えられますけど、いきなりある教授が、よりいい大学へというのは、やっぱり探しているわけですよ。一生懸命やっていて、非常にそこでは人気者なんだけど、逆に言うと、ほかのより大きな法科大学院から引抜きの対象になる、そういうのは、ターゲットが大体決まっているんですよ。こういう方が抜かれるというのは、もう急に来ますからね。心の用意も準備もないという。そういうケースの場合には、学校も薄ら薄ら、あの人はどこかに抜かれちゃうだろうなということは予想すべきだというふうに言える場合もあるかもしれませんが、これはあまり期間をあけて待ってあげるといのは、確かに見つける難しさはあるんだけど、その間、放置される学生のために、どういう手だてをすべきなのか。何か本当は、さっきちょっと話した裁判官とか検事、弁護士も含めた、何かそういうピンチヒッターで、ある期間、それを補充するためのプールをつくっておいて、しかも、それはある程度以上の能力をきちんと持っていらっしゃる方、そういう方をプールして派遣して、次の方が見つかるまで、それを補充するとか、そういうふうなことも考える必要があるのかなという感じもしますけれども。

基本的には、ロースクールは確かに作り過ぎたんで、立派な一流の刑訴法とか民訴法の学者が70何人要るといことは、想定されていなかった。もともと少ないんですよ、確かに。いい大学は、やっぱり刑訴法でも2人ぐらい、ちゃんと立派な教員を抱えたいということですから、複数持っているところもありますね。

【吉村評議員】 視野に入っているわけでしょう。

【本林議長】 ええ。

これを実際の評価の上で、実質論のどこまで考えているのか、形式的に評価の時点においてなかったということでネガティブ評価するのか、それはちょっとあんまり形式的だと思うんですけれども、どこまで実質論をやって、ケース・バイ・ケースで判断していくのかって、これは基準づくりと、どういうメルクマールでやっていくのかというあたりは、もう少し評価委員会でも詰めていただく必要があるんじゃないでしょうか。

(省略)

【片山評議員】 大学で、人を探す事例を最近見ていまして、限られた学者の間だけで情報のやりとりをしている面があるんですよね。例えば、実務家を探す場合でも、学者の皆さんだけで、いい人がいないかといって。そういうところに私なんかが入っていきますと、じゃあ、あそこに声かけたらいい、ここに声かけたらいいというのがあるんですけど、実はそういうところに視点が広がってなくて、狭い範囲内だけで探す傾向があるんじゃないかなと思うんです。例えば、職安に出すわけじゃないでしょう。公募すると言いながら、実は人づてに探すだけなんですよ。だから、まあ、職安に出すわけにはいきませんが、もうちょっと幅広に教員探しをやられるようなスキルを身につけたらいいと思うんですよね。

【小島評議員】 あれって、過去から考えると、多少閉鎖的なんですよ。

【片山評議員】 いや、かなり閉鎖的です。師弟関係で探している。

【小島評議員】 そうですよ。

【佐柄木評議員】 裁判所なんかは、最高裁の人事局で把握して派遣するというのではなく、パーソン・ツー・パーソンというか、裁判官出身で先生をしていて、やめた人が、後任を自分で探してというような、そういうやり方なんじゃないかな。

【千種評議員】 学校によって違いますけど、私どものところには、実務家のOBが数人いますから、その数人でカバーできますね。60以上なら、いつ退官する人が何人いるということは、みんな頭の中に入っています。顔も知っていますしね。だから、それは何とかなるんで、しかし、よそへ取られちゃえば、それはできませんわね。

【本林議長】 では、この問題は、本日は頭出しということで、次回までにお考えいただくということで、もう1つの評価上の問題の、この司法試験シフトというのを説明していただけますか。

【山本事務局長】 当初から予想されたことでもあります。

昨年の夏に新司法試験の試験委員もやっておりました慶應大学法科大学院の教授が、司法試験問題と類似した問題で答案練習会を行っていたことが問題となりました。それに象徴されるように法科大学院の教育活動が新司法試験対策に傾斜し、本来あるべき教育活動が低調になっているのではないかというケースがままたま見られるようになっております。

評価項目の関係で、その現象を紹介しますと、1つ目は、法律基本科目への傾斜です。

つまり法科大学院では、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目と、いろんな科目をやらなければならないことになっています。財団の評価基準でも、法律基本科目以外で3年間で33単位以上履修すべきであるとなっているのですが、全体として法律基本科目、いわゆる司法試験科目にぐっとシフトする傾向があります。展開・先端科目で、科目としてはいろんな名前がついているのですけれども、中身をあけてみると法律基本科目であるという、隠れ基本科目というようなものが、かなり増えていると。

2つ目は、履修単位数の上限基準です。自学自修を基本とし、授業では考える力を議論などを通して養っていくという趣旨で、年間履修項目が上限36単位、卒業の年度でも44単位というキャップ制をとっています。しかし実際には、補習であるとか、あるいは課外ゼミ、答案練習などで、学生の自学自修を妨げる状況がかなりのボリュームであるという問題です。

もう1つは授業内容です。法科大学院にふさわしい授業をしていることを評価しているわけですが、実際の授業の中では、答案練習とか、いわゆる受験対策を大いにやっている場合がある。

最後に、法曹養成教育をしっかりやっていることの評価基準です。これは財団の総合的評価項目なんですけれども、こういう項目から見ると、司法試験の受験対策教育が蔓延していて、法曹養成の名に値しないような状況も増えてきているといった状況でございます。

受験対策のやり方としましては、正課の授業の中で試験準備を盛大にやる場合と、正課以外の課外授業、あるいは大学の中の別組織体でやる場合、もう1つは、受験予備校に委託するというか、極めて密接に関係しているとか、その3つぐらいの形態がございます。

こういった現象を、しかるべく評価に反映させるべしというのが文科省からも要請が来おりまして、これが資料40としてお配りしているものです。「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）」というものでございます。中教審の大学分科会法科大学院特別委員会の4回の審議の結果を踏まえたレポートでございます。

その全体の考え方は、司法試験準備の活動をしたことそのものをけしからんといってマイナス評価するのではなくて、本来あるべき教育がどのぐらい低調になっているかというところをよく見て評価するというものです。ですから、実際の受験準備活動を大学本体でやろうが、別体でやろうが、予備校のあっせんでしょうが、いずれにしても本体でやる本来の教育活動がおろそかになっている場合は、問題であるということでございます。

実際の評価に当たっての現地調査活動で見ますと、法科大学院の授業は双方向、多方向のやりとりが想定されています。事例をもとにして、この場合はどうだ、ああたということについて議論がなされるということを一一般には念頭に置いているわけです。しかし、例えば、授業によっては、しーんとして、みんな答案を書いている。その次の回に、その解説がなされる。これでは予備校によるいわゆる答案練習と同じではないかと。シラバス、授業計画を見ても、その繰り返しになっている。カリキュラム上、この科目は一体どう

いう到達目標を念頭に置いているのかということに疑問がある科目がままあるという場合がございます。そういった場合には、厳しい評価をせざるを得ない。

ただ、こういう評価の場合には、中身の評価になりますので、異議申立ても相当高い確度で予想されます。また、大学とのやりとりの中では、これは答案練習だ。いや、そうじゃない、文書作成能力を鍛えているのであるといったようなやりとり。それから、これはあくまでも試験準備にすぎないんじゃないか。いや、そうじゃない、その先を目指しているんだといったような、そういうもろもろのやりとりがございます。果たして、どういうことになるのかということです。

【吉村評議員】 これは確かに一番難しい問題ですね。本当に。適切な表現ではないですけれども、本音と建前とが日本中で一番大きく乖離している。そういうところがあるから、先ほど申し上げた大東文化大学が具体的な目標を設定するというのは、新鮮に映るんです。

【片山評議員】 高校の歴史書を未修にするのと一緒なんですね。だから、非常に素直な行動なんですよ。本音の姿なんだというような。そこを理性とか建前で抑制するわけですから、やっぱりチェックなんでしょうね。

その際、予備校みたいなことをやるのは二流だよというようなイメージが普及されるようになればいいなと思うんです。やっぱり落ちついて、きちっとした、本当の法曹を養成する大学院ですよという評価が一方にあり、他方、こっちは予備校化していますよという大学院もあって、クライアントである学生がどちらを選ぶかという判定基準になるような、そんな風潮になればいいなと思うんですけどね。

【吉村評議員】 最近のことは知らないんですけど、最近の予備校というのは、昔みたいに流行っているんですか。それとも廃れつつあるんですか。

【青戸事務局員】 旧司法試験の試験、ロースクール入試と、あとは多分、今はロースクールを出て、新司法試験に落ちた人というふうに分かれているんですけど、人数は減っているんじゃないかと。

【本林議長】 予備校に行く人のトータルの数字が減っているんですか。

【青戸事務局員】 受ける人数が。

【本林議長】 受ける人数が、全体として。

【青戸事務局員】 ですから、予備校の中には、セミナー部分は、もう身売りしたところもあります。

【本林議長】 そうですか。

【片山評議員】 従来、予備校行っていた人が法科大学院に吸収されているんじゃないんですか。素直に考えると。

【本林議長】 そうかもしれませんね。

【片山評議員】 今、公務員試験でいいますと、予備校が非常にしっかりしてしまっていて、逆に大学で予備校的なことをしなくていい、予備校へみんな行っているんだからというよ

うな事情もあるようです。

【小島評議員】 逆に、大学に行かないで予備校に行っているという話ですよ。

【吉村評議員】 それはかつての司法試験と一緒にですね。

【大谷評議員】 どれだけ本来の大学院教育がオーソライズされているかと、なかなか判定は難しいだろうと思うんですが、1つ、私が気になっておりますのは、ロースクールが特定の予備校に指定しまして、委託して、そして受講料をうんと安くしましてね、それは学校が負担するという形で、ほとんど予備校へ行っているという実態があるような気がするんです。

【吉村評議員】 大学の教育とは別の方にですね。

【本林議長】 下請けに出しているようなものですね。

【大谷評議員】 それでは、学生が全く司法試験の受験のために勉強しているという雰囲気になってしまっているんですね。だから、もし確認できたら評価の対象にしてほしいと思います。

もう確認されてはいるんでしょう。

【山本事務局長】 わりあい厳しく調査でも言いまして、どんな教材をこちらの答案練習に使っているんだというのを全部出してもらっています。

(省略)

そういった授業のやり方のほうの問題と評価の問題、まだ境界領域のことがたくさんあるんじゃないかというふうには感じております。

今の評価の考え方の整理としましては、一概に1回1回のやり方がどうだこうだというのではなくて、この科目全体が何をねらっているのか、それについて、各回の授業が有機的に体系的に組み立てられているのかといったような視点で見るときではなかろうかというところです。漠然たる整理を今のところしております。

【吉村評議員】 あんまり関係ないんだろうと思うんですが、司法試験合格者3,000人体制の見直しというような議論はあるんじゃないかと聞いたんですが、あるんですか。

【佐柄木評議員】 きょうの朝刊に載っていましたね。

【小島評議員】 きょうの朝刊に出っていましたね。

【吉村評議員】 どこが言い出したんですか。法務省ですか。

【佐柄木評議員】 鳩山さんが、もともと言い出しっぺで。

【小島評議員】 鳩山さんが言っただけならいいんでしょうけど。

【片山評議員】 地方の弁護士会からも強い要請があったと書いてある。

愛知と。

【佐柄木評議員】 中部。

【本林議長】 本来、弁護士会のほうから、そういうことを言い出すなんていうのは、

と僕は言っているんですけどね。だけど、たまらずそういう意見を出してきた弁護士会があるわけですが。

きょうの朝日新聞の朝刊の記事が出ていますけれども、これ、閣議決定で、ともかく、2010年に3,000人目指すと。規制改革会議あたりは、もっと前倒しでやるべきだ、将来もっと増やすべきだという意見があったんですけど、それは去年の12月あたりから、大分、規制改革会議も、そこは慎重に需要や何かを検証して対処していくべきだというふうにトーンが落ちてきている。

今回の閣議決定でも既に3,000名というのが出ているわけですけど、そういう閣議決定までひっくり返すつもりで法務省が本格的にやるのか、それとも鳩山さんがああいうふうに打ち上げたために、鳩山さんの言われたとおりに、ちょっと法務省としては動かざるを得ないという若干のジェスチャーでああいう情報が出たのか、その辺がちょっとまだ確認ができていないんですけども。

【佐柄木評議員】 何となく、観測気球的な感じがしますね。

【本林議長】 まあ、そうかもしれませんね。

【片山評議員】 動揺しますよね、法科大学院は。

【佐柄木評議員】 ええ。そうですよね。

【大谷評議員】 ただ、司法試験に合格した直後に、もう私のところでは、弁護士さんを紹介してくださいと。司法修習に入っていない段階でね、それくらい就職難と。

【吉村評議員】 昔は青田刈りなんて言っていたんですけど、今は青田刈りじゃなくて早苗。早苗じゃなくて、種もみ刈りみたいな、そんな状況ですね。

それは採用するほうから見ると、より取り見取りであれなんですが、この採用されるほうから言うと、よくない空気があります。将来不安でたまらない。

【佐柄木評議員】 弁護士会の選挙も、この点でしょう。

【本林議長】 ええ。それが一番の争点ですね。あと裁判員制度と。

その問題はここでの主眼ではないんですけど、先ほどご説明あった教員体制、ある科目について教授の手当てができないというような問題と、司法試験にシフトする。その結果、本来あるべき教育活動が低調になっていて、そういうようなケースが幾つか法科大学院では顕著に出てきていて、それを反映した形で、かなり不合格ぎりぎりというような評価が出てくる可能性のところ、もう現実に出てきていると、こういうような現況だという報告があったということにしまして、これは3月26日に、いずれにしろ評価委員会で、7校でしたか、の結論が出てきますので、それをまた異議申立てというような形が出てくるかもしれませんので、近い将来、やはりこの点が問題になり得るということを、きょうは頭出しということにさせていただいて、最後にもう1つ、前回もちょっと議論いたしましたけども、異議が出たときの異議審査の手続のあり方、特に異議審査委員会と、この評議会との関係等について、若干、補足の議論をしておいたほうがいいかなということですので、事務局のほうで説明をお願いします。

【山本事務局長】 資料43の10ページ、11ページ。それともう1つ、法科大学院評価基準規程集の145ページをご参照願います。

規程集の145ページには組織図が書いてありまして、財団の組織を見ますと理事会がございまして、その下に認証評価事業部があり、その機関として、認証評価評議会がございまして、その下に評価委員会があり、異議審査委員会は評価委員会と並ぶ格好で位置づけられております。

資料の43に行きます。前回の評議会でのご説明申し上げた中に、やや正確でなかったところがあるんですけれども、この財団の評価は三審制ではありませんで、二審制でございます。評価委員会が第一審として評価報告書を作成し、それに対する異議申立てに対しては評議会が審議し決定するという格好でございます。異議審査委員会は認証評価評議会の諮問機関という位置づけになっておりまして、評議会は審議に先立って、異議審査委員会にそれについての対応を諮問し、異議審査委員会が異議内容を調査し審議した上で、その結果を評議会に報告します。前回の早稲田大学については、こういう形式で実施いたしました。

そういう手続、体制でいいかということの検討です。そもそも現在の方式にしました趣旨はどういうことかということでございますが、財団は異議理由について特に制限は設けておりません。評価基準及びその解釈についての異議も含んでおります。根本的におかしいのではないかという、違憲立法審査のような面もございまして、であるならば、最終判断をするのは認証評価評議会、つまり基準を最終的に決定した機関であるべきである、これが筋だろうということでございました。

ただ、その上で異議審査委員会を設けましたのは、審査の負担があるであろうという考えからです。どのくらい異議が出るかわからなかったものですから、事前審査機関、つまり諮問機関として異議審査委員会を設置しておくのがよい。そこで実質審査を十分やるといのが現実的ではないかという考え方でございました。

次に、検討すべき問題でございますけれども、異議審査件数が多くなった場合、認証評価評議会の開催が年に3回になります。これまで年2回だったんですけれども、1回増えて3回になるということです。それとの関係で見ますと、異議審査委員会の判断を最終判断とするという考え方もないわけじゃなかろうと。あるいは再審事由というか、異議審査委員会で審査し切れない問題だけやろうというやり方もないわけじゃなかろうと。

この問題は、今回は秋の4校について異議が出ませんでしたので、なかったわけですが、とりあえず次回、3月に評価結果が発表されまして、それに対して1カ月以内に異議があれば提出ということですから、また7月ぐらいになると思います。その際の審議の仕方としても整えておくのであれば、次回、5月の評議会までに決めておいてということになると思います。

今の体制、手続きのまま、どんな異議が出てくるのかを心待ちにさせていただくのもよろしいかとも思いますが。

【本林議長】 前回、ご議論いただいて、片山委員からもいろいろ話があって、大方のコンセンサスとしては、この評議会が異議審査委員会から上がってきた、その審査書を踏まえて審議をするということになっていまして、これはこの評議会が一から全部調べ直すのではなくて、異議審査委員会の審査があって、その結果が評議会に出てくると。異議審査委員会の、その審査の妥当性をチェックすると。例えば、事実認定とか、結論とか、解釈とか、そういうところに妥当性が欠けるところがなければ、基本的には、それを尊重していくと、そういうスタンスでいいんじゃないかというのが大方のご意見だったんですが、問題は、その評価基準そのものが妥当でないんじゃないかと、そういうことが問題になるケースが多分出てくるだろうという話がありまして、実は、この評価基準が妥当かどうかということ自体は異議理由になっていませんで、評価基準が絶対の前提としてあって、それに基づいて評価するということが、異議審査委員会の基本的なスタンスで、評価基準自体が問題があるというようなこと自体は、自分たちの討議の対象ではないというふうに、この前、後藤委員長もおっしゃっていて、ですから、評価基準がおかしいんじゃないかというだけのことであり、それは異議理由になっていないんで却下するという方向になるんじゃないかというような話もあったわけですけど。

ただ、早稲田大学のときも、やっぱり評価基準自体、これは確か修了認定の仕方について、評価基準では修了認定に不服があったときに、異議手続がきちんとできているかどうかということが大事だと言っていたんですが、早稲田大学は、それはもう単位毎の履修の積み上げなので、特段の修了認定なんていうのはしていないんだと、そういう法科大学院が圧倒的に数としては多いんだと。だから、異議手続というようなものはあらかじめ設けなくても、それはもう教授と学生の話し合いで処理はできるんだということで意見の相違があったわけです。だから、そういう修了認定がされるという前提で、異議手続ができているかどうかということの当否を評価基準として設けて、それで採点して、早稲田はそれをやっていないから点が低いというのは、これはおかしいんじゃないかと、これは評価基準そのものの妥当性を突いている問題があって、この点について、後藤委員長が出された、意見書でも指摘されていた。異議審査委員会も、将来的に、これを見直すというときには、修了認定をすべての法科大学院に一律に当てはめる必要があるかどうか、これは検討課題だという、ちゃんと宿題ともおぼしき指摘はされているんです。だから、異議審査委員会のほうには、評価基準そのものの妥当性ということ自体は審査の対象ではないにしても、やっぱりいろいろ判断している中で、この表現では、ちょっと問題点があるんじゃないかということ付記してもらおうと。それを評議会に上げてもらって、それを参考にしながら、最終的に評価基準の改定といいますか、変更の最終権限は評議会が持っていますので、そういう形でうまくコラボレーションをやりながら進めていくということによろしいのかなと思っておりますが、どんな感じでしょうか。

【佐柄木評議員】 はい。了解です。

【大谷評議員】 結構です。

【本林議長】 それから、異議審査委員会を最終判断とするかどうかということですが、これは確かに異議審査案件が多くなったときの負担の問題ありますけれども、この異議審査委員会というのは、学者と法律実務家だけで、構成されていまして、最終的な評議会は有識者、マスコミの方も含めて、非常に幅広い、広い視野で判断ができる、そういう最後のラストリゾートというのは、きちんとあったほうがいいんじゃないかなということで、あとは異議審査の案件が多くなったときには、これはどういうふうに効率的に処理するかというのは、それはそれで考えるとしても、いきなりこの評議会在最終判断に全然加わらないという、大幅な根本的な変更は、今する必要はあるかなという感じがするんですけど、どうでしょうか。

【佐柄木評議員】 ちょっと手続的なことを聞きたいんですけど、これ、行政不服審査法なんかの対象じゃないですよ。だから、例えば、不合格ということになると、文部科学省のほうの何らかの認可の取消しということなのか、その辺につながって、それに対して、今度、その取消しの訴訟を起こすとか、そういう形で不服申立てになっていくわけですよ。

【本林議長】 だから、評議会の最終決定に基づいて、財団が結論を法科大学院に通知しますよね。その財団としての最終決定、要するに、評議会の決定に基づいた財団としての対外的な意思表示、それに対する行政訴訟ということですか。今のおっしゃったのは。

【佐柄木評議員】 それはできるのかな。

【本林議長】 それはどういうふうに考えたらいいのですか。
はっきりとした法的な根拠はあるのでしょうか。

【山本事務局長】 むしろ行政訴訟の対象となるのは文科省の行政行為に対する問題であると。

【佐柄木評議員】 そういうことでしょうか。

【本林議長】 そうですか。

【山本事務局長】 財団の決定そのものは、その端緒といいますか、契機にはなり得ても、直接的な法的効果はないわけですから。

【本林議長】 行政機関じゃないからね。

【吉村評議員】 名誉棄損で。

【佐柄木評議員】 損害賠償というのはあるかもしれませんね。

【山本事務局長】 あるいは債務不履行か。

【片山評議員】 先ほどおっしゃったのでよろしいんじゃないでしょうか。

【本林議長】 そうですね。では、そういうことで決めさせていただきます。

それ以外に何かありますか。特にありませんか。

では、ちょうど3時になりましたので、今回、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。